

簿記の原則

一般社団法人 汎用台帳システム協会

台帳を作成・管理する場合は、網羅性・立証性・秩序性のある台帳作成を心がけると共に、明瞭性・継続性・単一性に基じた保管が重要です。

簿記の原則とは企業会計基準で示された 7 つの原則のことをいいます。

本項では、企業会計基準の 7 つの原則について解説します。

企業会計原則

1949 年に経済安定本部企業会計制度対策調査会の中間報告として設定されたのが始まりと言われており、一般的に公正妥当と認められる会計基準を構成するための基本原則として用いられている。

会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。（会社法第四百三十一条）」とされており、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行とは、「企業会計原則」であると解釈されている。

企業会計原則とは、あらゆる企業が会計処理を行なうにあたり、必ず従わなければならないとされている「会計指針」をいう。企業会計基準は法律そのものではないため、強制力はないが、経理や会計など様々な制度や法律の影響を受ける業務であれば、その「基本」や「原理原則」の重要度は大きくなる。

その基本原則となるのが「企業会計原則」で、会計や経理の実務処理をする上で慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められた原則を要約し、企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準となる原則のことを企業会計基準という。

1. 真実性の原則
2. 正規の簿記の原則
3. 資本取引・損益取引区分の原則
4. 明瞭性の原則
5. 継続性の原則
6. 保守主義の原則
7. 単一性の原則

1. 真実性の原則

規定

企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

解説

企業会計は公正妥当な範囲でその具体的手法は企業側にゆだねられており、その公正妥当の範囲は絶対的真実ではなく、相対的なもので十分とされている。真実性の原則は、企業会計原則や一般原則における最上位概念である。会計処理について、企業は自社に最適な会計処理を選択することができるが、その自由度は一般に公正妥当と認められる範囲に限られる。

2. 正規の簿記の原則

規定

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

解説

真実性の原則を遵守する上で、正しい会計帳簿を作成するために具体的にどうすればよいのかを指示する原則であり、正規の簿記の原則は次の3つの要件を満たすことを要求している。

- ・網羅性 : 企業の経済活動がすべて記録されていること
- ・立証性 : その会計記録が検証可能な証拠資料に基づいて作成されていること
- ・秩序性 : それらすべての会計記録が継続的・体系的に作成されていること

一般には、時系列の仕訳帳や網羅的な総勘定元帳、そして決算書等の財務諸表などの会計資料が、複式簿記の原理に基づいて作成されることにより、正規の簿記の原則を実現できると考えられている。

3. 資本取引・損益取引区分の原則

規定

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

解説

本業（主たる業務）の収支と、増資や社債の株式転換などによる収支を区分けすること。

資本取引とは、増資や株式の発行などの資本の増減を伴う取引のことをいい、損益取引とは利潤の追求のための経済活動から生ずる収益や費用を発生させる取引のことをいう。この原則が要求するものは「財務の健全性」であり、不適切な利益隠しや資本の食いつぶしを防ぐことが目的となる。

4. 明瞭性の原則

規定

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

解説

財務諸表は会社が債権者や株主に対して、その判断材料になるように提供するもので、誤った情報や誤りを誘導するような情報が入ってはならない。企業会計は、さまざまな利害関係者に対して適切かつ正確な財政状況と経営成績の報告をしなければならず、正規の簿記の原則にしたがって作成された財務諸表などの会計資料を、正確に開示することが利害関係者に対する責務であることを、明瞭性の原則は示している。

- ・総額主義：相殺後の金額を表示する（純額）ではなく、総額での表示
- ・費用・収益の対応表示：売上総利益や営業利益など、それぞれの区分に対応した表示
- ・わかりやすい科目とその配列による表示

などが求められ、財務諸表の注記や附属明細書での表示については、重要な会計方針の開示や重要な後発事象の開示などが求められている。

5. 継続性の原則

規定

企業会計は、その処理の原則および手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

解説

一つの会計事実に複数の処理や原則の選択適用が認められている場合に、一度採用した選択肢は原則的に継続して採用しなければならない。企業はその会計処理を自由に（一般に公正妥当と認められる範囲で）選択することができるが、選択した会計処理を每期変えることはできない。収益や費用の計上基準などを変えてしまえば、各期の利益の金額に一貫性がなく、恣意的に利益操作をすることも可能となってしまうため、継続性の原則はそのような問題を防ぐ役割を果たしている。

6. 保守主義の原則

規定

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

解説

企業の安全を保持し、健全な発展を図るためには、将来の危険に備えておくことが重要であり、危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行うことを要求する原則である。

企業が獲得した利益が財産的な裏付けに基づいていることが必要で、会計処理やその記録の立証性が要求される。従って、未実現の利益を計上することは当然排除され、企業会計上のリスクについても、「最悪の場合どうなるのか？」ということを経済記録として開示することが必要となる。

7. 単一性の原則

規定

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のためなど、種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

解説

「複数の財務諸表を作ってはいけない」ということを言っているのではなく、その場合に「事実の真実な表現をゆがめてはいけない」と規定している。つまり、相手先毎に必要とされる財務諸表の形を変えても良いが、すべての場合で中に盛り込まれる情報は単一性を有する事を促している。

端的には「会社には一つの会計帳簿しか認めない」ということで、二重帳簿や裏帳簿、銀行の融資を受けるために複数の決算書を作成することなどを排除するための原則といえる。

■

(2018年10月5日)